

シンガポールにおける地域統括拠点誘致政策 ～タイ、マレーシア、香港との比較～

(2020年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltdに作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdが係わる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係わる問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所
E-mail：SPR@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. 地域統括拠点誘致政策	1
1. 各種優遇税制インセンティブと義務の内容.....	1
シンガポール.....	1
(1) 地域・国際統括本部（Regional / International Headquarters Award : RHQ / IHQ）.....	1
(2) パイオニア・インセンティブ（Pioneer Certificate Incentive : PC）.....	2
(3) 開発拡張インセンティブ（Development and Expansion Incentive : DEI）.....	2
(4) 認定ファイナンス&トレジャリーセンターに対する税制優遇制度（Finance and Treasury Centre Incentive : FTC）.....	3
(5) グローバル・トレーダー・プログラム（Global Trader Programme : GTP）.....	4
(6) 研究開発（Research and Development, R&D）に係る優遇税制.....	5
タイ.....	7
(1) 国際ビジネスセンター（International Business Center : IBC）.....	7
(2) 財務センター（Treasury Center : TC）.....	10
マレーシア.....	11
(1) プリンシパル・ハブ・インセンティブ制度（Principal Hub Incentive）.....	11
(2) 研究開発（Research and Development, R&D）に係る税制優遇.....	17
香港.....	18
(1) コーポレート・トレジャリー・センター（Corporate Treasury Centre, CTC）制度による 税制優遇措置.....	18
(2) 研究開発費（Research and Development, R&D Expenditure）に係る優遇税制.....	20
II. 関連税制	23
1. 国外からの配当、ロイヤルティー、利子、役務提供収入に対する課税内容と運用状況.....	23
2. 国外への配当、ロイヤルティー、利子、役務対価支払いに対する源泉課税内容と手続き、運用状況	24
3. 二国間租税条約.....	25
4. アジア主要国との二国間租税条約上の源泉税率.....	28
5. キャピタルゲインへの課税制度の内容.....	30
6. その他（各国で特徴的な規制など）.....	31

アジア主要国（シンガポール、タイ、マレーシア、香港）の 地域統括拠点誘致政策

I. 地域統括拠点誘致政策

1. 各種優遇税制インセンティブと義務の内容

シンガポール

(1) 地域・国際統括本部（Regional / International Headquarters Award : RHQ / IHQ）

グローバル本社機能または地域統括機能を有するシンガポール企業は、パイオニア・インセンティブ（Pioneer Certificate Incentive : PC）、開発拡張インセンティブ（Development and Expansion Incentive : 以下、DEI）の認定を受けることにより、地域・国際統括機能から生じる所得に対して、優遇税率が適用される。

シンガポールの経済発展への貢献や技術革新に繋がる大規模な投資をする世界トップ企業は、パイオニア・インセンティブまたは DEI の認定申請ができる。シンガポールにおいて統括業務を実施することを約束する企業に対しては、パイオニア・インセンティブまたは DEI の認定に加えて、国際統括本部（International Headquarters Award, IHQ）ステータスが付与される。

当該インセンティブの適用を受けるためには、質的基準と量的基準の両方の要件を満たす必要がある。技能、専門知識、経験を要する雇用創出、経済効果を創出する事業支出総額、技術や知識、ノウハウといった能力向上のコミットメントが求められている。製造関連プロジェクトの場合、工場、建物や機械設備への固定資産投資額も考慮される。認定の判断は、シンガポールにおける経済活動の発展と持続計画の内容などの基準により行われる。

パイオニア・インセンティブまたは DEI に認定された企業は、実績評価のため、定期的に EDB に進捗報告書を提出しなければならない。会計上、非適格活動と適格活動とは区別して帳簿を作成することが求められている。非適格活動から生じる所得はインセンティブの対象外となる。適用要件を満たせずインセンティブが失効し、優遇税率が適用されなくなった場合には、通常の法人税率で再計算した法人税額を納付することになる。

当該認定を受けたシンガポール企業は、移転価格ガイドラインに従って、独立企業間価格で取引を行うことになっている。移転価格文書の作成免除要件を満たさない場合には、移転価格文書を作成、保管し、要請を受けた場合には、税務当局に提出する義務がある。

(2) パイオニア・インセンティブ (Pioneer Certificate Incentive : PC)

パイオニア・インセンティブは、特定製品の製造奨励および以下の特定サービスの発展を目的とした制度である。

- ・ 実験、コンサルティング、研究開発活動といったエンジニアリングやテクニカル・サービス
- ・ コンピュータに基づく情報およびその他のコンピュータ関連サービス
- ・ 産業デザインの開発や製作
- ・ その他の特定サービスや活動

パイオニア・インセンティブの認定を受けた企業には、法人税の免税措置が適用される。パイオニア・インセンティブは、原則として政府の裁量により付与されるものであるため、パイオニア・インセンティブの認定については決まった基準がなく、交渉を通じて認定の判断が行われる。EDB は、製品の種類、投資規模、技術レベルなどを主に考慮してパイオニア・ステータスの付与を判断している。

パイオニア・インセンティブの要件を満たすためには、企業はシンガポールで普及している技術、ノウハウと比較してかなり最先端の技術を導入しなければならない。また、経済貢献に大きく寄与する大規模で革新的な事業活動を行う必要がある。

認可機関：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート II およびパート III

認可期限：2023 年 12 月 31 日

[参考]

<https://www.edb.gov.sg/en/how-we-help/incentives-and-schemes.html>

(3) 開発拡張インセンティブ (Development and Expansion Incentive : DEI)

パイオニア・ステータスの認定を過去に受けていた企業やパイオニア・インセンティブの認定を受けられなかった企業を対象とする制度で、DEI の認定を受けるには新規プロジェクトを実施するか、シンガポールにおける事業の拡張または増強を行わなければならない。

認定の判断は、固定資産投資額、シンガポールにおける事業支出総額、技術・能力開発、プロジェクトの質、技術革新の内容などの基準により行われる。認定を受けた企業は、適格活動に対して 5%または 10%の軽減税率が適用される。なお、この DEI の一部として、地域統括会社の優遇税制 (RHQ/IHQ) や知的財産開発インセンティブ (IP Development Incentive: IDI) といった各種優遇措置が与えられているように、EDB の裁量による対象範囲が広い制度であると言える。

認可機関：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート IIIB

認可期限：2023 年 12 月 31 日

[参考]

<https://www.edb.gov.sg/en/how-we-help/incentives-and-schemes.html>

(4) 認定ファイナンス&トレジャリーセンターに対する税制優遇制度 (Finance and Treasury Centre Incentive : FTC)

FTC は、国際的に事業展開している企業が、シンガポールを拠点として域内の財務・資金調達活動を行うことを奨励することを目的としている。FTC として認定された企業は、認定されたネットワーク企業に提供する適格 FTC サービス、適格 FTC 活動から生じた所得に対して 8% の軽減税率が適用される。適格活動または適格サービスに使用されることを条件として、FTC はシンガポール国外の銀行、銀行以外の金融機関、ネットワーク企業からの借入れに対する利息支払時の源泉税が免除される。

FTC インセンティブの適用期間は 5 年間だが、FTC 活動または FTC サービスをさらに拡大する場合には、適用期間が延長される可能性がある。FTC は、適用期間中、非適格活動に関して適格活動とは別の帳簿を作成することになっている。非適格活動から生じた所得は、優遇税率の対象外となる。

FTC インセンティブの適用を受けるためには、シンガポールで一定規模以上の活動を行い、戦略的な機能を持つ必要がある。主な活動としては、現金や資金流動性の管理、認定されたネットワーク企業への財務アドバイザーサービスの提供、利息、外国為替、資金の流動性、信用リスク、全体的な事業計画、投資に関する調査および分析が挙げられる。認定されたネットワーク企業の定義は次のとおりである。

- FTC として認定された企業が、直接的または間接的に、発行株式総数の 25%を保有している企業
- FTC として認定された企業の発行株式総数の 25%を、直接的または間接的に保有している企業

FTC として申請する企業は、計画されている FTC の運営について、量的基準、質的基準の両方から審査される。技能、専門的な知識と経験を要する雇用創出、経済効果を生み出す事業支出総額、適格サービスおよび適格活動に関する FTC 業務の規模等が、総合的に考慮される。政府は、FTC が専門家サービスや金融セクターにおけるパートナーとの協業により、業務遂行能力を高めることを奨励している。FTC は、シンガポールにおいて製造、R&D、もしくは一連の統括活動を行う企業の企業の一部を構成しており、FTC の従業員数は 10 人、年間事業支出総額は 3.5 百万シンガポールドル程度の規模が一般的とされている。

FTC に認定された企業は、実績評価の目的で、EDB に対して定期的に進捗報告書を提出しなければならない。FTC の要件を満たせない場合には、インセンティブが取り消され、関連する恩典を受けられなくなる。FTC に認定された企業は、移転価格ガイドラインに従って、独立企業間価格で取引を行わなければならない。移転価格文書の作成免除要件を満たさない場合には、移転価格文書を作成、保管し、要請を受けた場合には、税務当局に提出する義務がある。

認可機関：EDB および MAS

関連法：所得税法 43G 項

適用期間：2021 年 3 月 31 日まで（2020 年予算案にて、2026 年 12 月 31 日まで延長することが提案された。）

[参考]

<https://www.edb.gov.sg/en/how-we-help/incentives-and-schemes.html>

(5) グローバル・トレーダー・プログラム (Global Trader Programme : GTP)

シンガポール政府は、国際貿易に従事し健全性を有する企業がシンガポールに貿易拠点を設置することを歓迎している。GTP に認定された企業は、次の所得に対して、優遇税率の 5%または 10%が適用される。

- ・ 特定のコモディティ商品の現物取引から生じた所得
- ・ コモディティ商品のデリバティブ取引から生じた所得
- ・ 適格仕組み商品の資金調達活動、財務活動、または M&A アドバイザリーサービスから生じた所得

当該認定を受けるためには、シンガポール企業は、需要と供給が合致するように、取引フローを管理しながら、取引を成立させ、主契約者としての権利を有し商業上のリスクを負い、必要な技能を持った十分な人数の従業員を雇用することにより、バリューチェーン全体で選択性や柔軟性を行使する際に、主要な意思決定を行う必要がある。リスク管理を行い、広範囲な商取引および流通ネットワークと実績があることも要件となっている。シンガポールで、エネルギー、化学品、金属、鉱物、農産物、消費材、産業製品および電子製品などの多品種の製品を扱う企業は、本制度の申請資格を持つ。

GTP として認定されるためには、シンガポールで実質的な業務を行い、雇用および国内支出額といった量的基準を満たさなければならない。また、コンプライアンス、リスク管理、財務管理、デリバティブ管理、物流管理といった戦略的機能も有する必要がある。シンガポールの銀行、金融インフラ、物流、調停やその他の支援サービスを積極的に活用し、人材資源開発に貢献しなければならない。

認可機関：ESG

関連法：所得税法 43P 項

適用期間：2021 年 3 月 31 日まで（2020 年予算案にて、2026 年 12 月 31 日まで延長することが提案された。）

[参考]

<https://www.enterprisesg.gov.sg/financial-assistance/tax-incentives/tax-incentives/global-trader-programme>

(6) 研究開発 (Research and Development, R&D) に係る優遇税制

シンガポールで R&D を行い、R&D 活動の受益者である企業による人材育成と革新的な技術力確立を奨励する目的で、適格 R&D に対して優遇税制が導入されている。自社で R&D 活動を行うか、または、R&D サービス提供会社に外注する場合に適用対象となる。

R&D 優遇税制の適用を受けるためには、事前申請の必要はなく、法人税の確定申告の際に提出する税務計算書に適格 R&D の費用控除を反映させ、所定の R&D 費用控除の申請用紙を提出する。IRAS は提出された情報に基づいて審査を行い、必要な場合には追加情報の提出を要請する。1,500 万シンガポールドル以上の R&D 費用が見込まれる大規模で複雑な R&D プロジェクトを対象として、プロジェクト開始前、またはプロジェクト実行中に R&D 費用控除の可否を IRAS に事前に確認できる制度が導入されている。

適格 R&D プロジェクトは、次の三つすべての要件を満たさなければならない。

- ・ 目的が、新しい知識の習得、新製品または新プロセスの創造、既存製品または既存プロセスの改善であること
- ・ シンガポール初の試み、または専門家が簡単には解決できない技術的リスクを伴うこと
- ・ 科学または技術分野における組織的な調査および実験による研究であること

次のような活動は、適格 R&D 活動には該当しない。

- ・ 品質管理または素材、デバイス、製品の定型的なテスト
- ・ 社会科学や人文学の研究
- ・ 効率性調査や経営研究
- ・ 市場調査や販売促進
- ・ 素材、デバイス、製品、プロセスや生産方法の定型的もしくは様式的な変更

適格 R&D 活動は、自社で行う場合、R&D サービス提供者に外注する場合、費用負担契約に基づいて R&D 活動に参加する場合の三つの方法がある。いずれの場合も、企業が適格 R&D 活動の受益者であることが、R&D 費用控除の適用要件となっており、費用控除可能額は、次のとおりである。

1) すべての R&D 活動がシンガポール国内、または、シンガポール国外で行われる場合

- ・ R&D 活動をシンガポールで自社で行う場合は、100%費用控除に加えて、適格人件費および消耗品の実際支出額に対しては、150%の追加控除が認められる。
- ・ R&D 活動をシンガポールの外注先に委託する場合、または費用分担契約による場合は、100%費用控除に加えて、外注費用の 60%相当額、もしくは適格人件費および消耗品の実際支出額のいずれか高い額に対して 150%の追加控除が認められる。
- ・ 事業に関連する R&D 活動をシンガポール国外で行う場合は、100%の費用控除が認められる。

2) R&D 活動の一部がシンガポール国内で、一部がシンガポール国外で行われる場合

- ・ シンガポールで自社で行う R&D 活動の費用については、100%費用控除に加えて、適格人件費および消耗品の実際支出額に対して 150%の追加控除が認められる。
- ・ シンガポールの外注先に委託した R&D 活動の費用、または費用分担契約による費用については、100%費用控除に加えて、外注費用の 60%相当額、もしくは適格人件費および消耗品の実際支出額のいずれか高い額に対して 150%の追加控除が認められる。
- ・ シンガポール国外で行う R&D 活動の費用については、100%の費用控除が認められる。

3) 費用分担契約に基づく適格 R&D 活動

分担した費用の 100%費用控除に加えて、シンガポール国内で行う R&D 活動部分に関しては、以下のとおり追加控除が認められる。

- ・ シンガポール国内で行う R&D 活動部分の費用については、100%費用控除に加えて、外注費用の 60%相当額、もしくは適格人件費および消耗品の実際支出額のいずれか高い額に対して 150%の追加控除が認められる。
- ・ シンガポール国外で行う R&D 活動部分の費用については、100%の費用控除が認められる。

なお、2018 賦課年度から R&D 費用分担契約に係る費用控除の要件が緩和され、事業関連要件が廃止された。

2018 年には、520 社ほど（そのうち 85%は中小企業）が、R&D 費用控除を申請し、中小企業による R&D 申請のうち約 80%は R&D 費用控除が認められた。

認可機関：IRAS

関連通達：IRAS e-Tax Guide - Research and Development Tax Measures

適用期間：適格 R&D 活動の 150%追加控除の適用期限は、2025 賦課年度までである。

[参考]

https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/e-Tax_Guides/etaxguide_IIT_RnDTaxMeasures_2017-12-01.pdf

<https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Working-out-Corporate-Income-Taxes/Business-Expenses/Tax-Treatment-of-Business-Expenses--Q--R-/#title5>

タイ

(1) 国際ビジネスセンター (International Business Center : IBC)

2018 年末にタイ政府は、従来の地域事業本部 (Regional Operating Headquarters : ROH)、国際統括本部 (International Headquarters : IHQ) および国際貿易センター (International Trading Centre : ITC) に代わる新たな投資奨励として、国際ビジネスセンター (IBC) 制度を導入した。IBC の事業体は、タイの法律に基づき設立された企業で、タイ国内外の「関連会社」に管理サービス、技術サービス、支援サービスまたは財務管理サービスのいずれかを提供するものとされている。加えて、国際貿易事業を行うことも認められている。IBC の「関連会社」とは、IBC に関係する会社、または、直接的もしくは間接的に IBC の株式全体の 25%以上を保有する会社もしくは合名会社のことである。

IBC 事業を行う会社自体の登記は商務省 (Ministry of Commerce) の事業開発局 (Department of Business Development) に申請し、IBC の認定はタイ投資委員会 (Thailand Board of Investment : BOI) および歳入局 (The Revenue Department) に申請する。投資・税制上のインセンティブを両方申請することは可能で、それぞれの機関に別途申請することになる。

IBC のサービス範囲

- 1) 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション
- 2) 原材料および部品の調達
- 3) 製品の研究開発
- 4) 技術支援
- 5) マーケティングおよび販売促進
- 6) 人事管理およびトレーニング
- 7) 財務に関するアドバイス
- 8) 経済と投資の分析および研究
- 9) 与信管理・コントロール
- 10) 財務センターの財務管理サービス (詳細は後述(2)財務センター参照)
- 11) 国際貿易事業
- 12) 歳入局が規定したその他の支援サービス

上記 11) 国際貿易事業とは、国際的な物品の調達・販売を行うことや調達・販売された製品についてのサービスを提供することを意味する。

BOI によるインセンティブ

- ・ 過半数または 100%の外国人による株式保有が可能
- ・ 外国人熟練労働者・専門技術者のビザおよび就労許可に関する優遇
- ・ 土地所有の許可
- ・ タイ国外への送金の許可
- ・ 機械類に対する輸入関税の免除 (研究開発及びトレーニングのための機械のみ)

BOIによるインセンティブを受けるための要件

- ・ 投資金額が 100 万バーツ以上
- ・ 各会計期末の払込資本金が 1,000 万バーツ以上
- ・ IBC において必要な技能・知識をもつ従業員を 10 人以上雇用すること
(財務センター業務のみの場合は 5 人以上)
- ・ 国際貿易事業を行う場合、当該事業に加え、上記サービス範囲の 1)から 10)に規定されるサービスのうち、少なくとも一つを提供しなければならない。

BOI へ所定の申請用紙と共に、事業計画、タイ国内外の関連会社の詳細、その他資料を提出して申請する。

認可機関：BOI

[参考]

https://www.boi.go.th/index.php?page=boi_event_detail&topic_id=123084&language=en

歳入局によるインセンティブ

法人税 (Corporate Income Tax)

該当する事業からの所得に課せられる法人税が減税される。ただし、国際貿易事業からの利益は税制上のインセンティブの対象外である。IBC の税制上のインセンティブに該当する事業からの利益とは、次のとおりである。

- ・ タイ国内外の関連会社に対する管理サービス、技術面のサービス、支援サービスまたは財務管理サービスから得られる利益
- ・ タイ国内外の関連会社から受け取るロイヤルティーのうち、タイ国内において行われた技術研究開発の成果として得られたロイヤルティー

IBC 事業からの所得に対する法人税率は、基本税率の 20%から以下の税率に軽減される。

- ・ IBC がタイ国内の受領者に対し会計年度内に 6,000 万バーツ以上の運営費用を支払った場合には 8%
- ・ IBC がタイ国内の受領者に対し会計年度内に 3 億バーツ以上の運営費用を支払った場合には 5%
- ・ IBC がタイ国内の受領者に対し会計年度内に 6 億バーツ以上の運営費用を支払った場合には 3%

IBC は、タイ国内外の関連会社からの受取配当金について法人税が免除される。

特別事業税 (Specific Business Tax)

タイ国内外の関連会社に対し財務管理サービスを提供することにより得られる総受領高に対する特別事業税 (SBT) が免除される。

源泉税 (Withholding Tax)

- IBC が、外国の法律に基づいて設立されタイ国内で事業を行わない会社、または法人パートナーに支払う配当金の源泉税を免除。
- IBC が、外国の法律に基づいて設立されタイ国内で事業を行わない会社、または法人パートナーに支払う利子にかかる源泉税を免除（ただし、IBC が財務管理サービスとして、タイ国内外の関連会社に貸し付けるために借りた金額にかかる利子に限る）。

個人所得税 (Personal Income Tax)

- IBC 事業に従事する外国人技術者・専門家に係る個人所得税について、最大 35% に設定されている税率を一律 15% に引き下げられる。国際貿易事業については、個人所得税のインセンティブのみ対象となる。

歳入局によるインセンティブを受けるための要件

- 払込資本金が 1,000 万バーツ以上であること。
- IBC において必要な技能・知識をもつ従業員を 10 人以上雇用すること（財務センター業務のみの場合は 5 人以上）。
- タイ国内の受領者に対し 1 会計年度内に 6,000 万バーツ以上の運営費用を支払うこと。
- 国内外の関連会社に対して、管理サービス、技術面のサービス、支援サービスまたは財務管理サービスを提供すること。
- 歳入局長により規定されるその他の規制に準ずる。

IBC が、会計年度中に要件を満たせない項目が一つでもある場合、当該会計年度のみ一時的に税金の減免措置を受けられない。翌会計年度以降、すべての要件を満たす場合には、税金の減免措置を受けられる。IBC の税金の減免措置が 2 会計年度続けて停止された場合、または、IBC が IBC の事業体であるとみなされない場合、歳入局長の権限において、最初の会計年度より税金の減免措置を取り消されることがある。

オンラインで、事業計画、タイ国内外の関連会社の詳細、その他資料を提出して申請する。国際貿易事業の部分の個人所得税のインセンティブを申請する場合には、統括事業か財務センター事業を行い、かつ統括事業または財務センター事業の部分の個人所得税インセンティブを申請する必要がある。

ROH または IHQ から IBC への変更時の税金の要件

既に ROH または IHQ で奨励を受けている企業が IBC に変更する場合には、タイ国内の受領者に対する支出は、旧制度における支出要件を満たしている限り、IBC の支出要件である 6,000 万バーツに満たなくとも良いことになっている。例えば、IHQ から変更する IBC は、旧制度で規定されていた 1,500 万バーツを、タイ国内の受領者に運営費用として支払うことにより、法人税が 8% に減税され、その他の税制上のインセンティブを受けることが可能である。しかしながら、法人税の 5% ないし 3% の減税の適用を受ける場合には、それぞれ 3 億バーツ、6 億バーツの運営費用の支払いが必要となる。

認可機関：歳入局

認可期限：特に定められていない。

関連勅令：Royal Decree Revenue Code “Governing Reduction of Tax Rates & Exemption of Taxes (No. 674)”

[参考]

https://www.rd.go.th/publish/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/Eng_IBC_Royal_Decree.pdf

(2) 財務センター (Treasury Center : TC)

財務センターとは、金融事業に従事しないタイ法人で、タイ国内外のグループ会社に対して外貨資金管理を行う企業である。TC ライセンス申請の手続きとして申請書と関連書類をタイ中央銀行に提出する。タイ中央銀行が審査した後、財務省が認可しライセンスを付与する。

TC のメリット

- ・ 取引コストの削減とキャッシュのプーリングとネッティングによる企業運営の効率化と競争力強化を促進する。
- ・ TC が IBC ライセンスを申請することを選択する場合は、IBC に基づくインセンティブを享受できる。
- ・ 親会社がタイ国内外のいずれに立地するかにかかわらず、多国籍企業がタイに財務管理のすべてを集約することを容易にする。

TC の要件

- ・ 金融事業に従事しないタイ法人
- ・ TC として運営している会社とそのグループ会社は関係会社であること。
- ・ グループ会社は次のような最低要件を有すること：
 - ・ タイ、ベトナムおよび近隣諸国に 3 社以上 TC がサービスを提供するグループ会社を有する。
 - または
 - ・ タイに最低 2 社以上 TC がサービスを提供するグループ会社をもち、かつ海外に 2 カ国以上関連会社を有すること。
- ・ 十分な国際貿易取引あるいはサービスを有するグループ会社あるいは持ち株会社

TC の事業範囲

- ・ 債務やインボイスの買い取りや代理人としての資金の受け取り・支払いの代行
- ・ 収益と債務の相殺（ネッティング）
- ・ 外貨売買と両替および為替リスク管理
- ・ 流動資産管理

TCの主な義務

- ・ グループ会社の基本取引を管理
- ・ TCは主務担当官より指導された規定と慣例に基づき レポートを提出すること。
- ・ グループ会社の会計と明確に自社会計を分けると共に、自社のその他事業と切り離して TC 事業の取引を記録すること。

TC を行う企業体の性質、またその企業体とグループ会社名の変更、グループ会社数の減少、事業活動範囲の変更がある場合は、主務担当官より指導された規定と慣例に従って報告すること。

認可機関：財務省（Ministry of Finance）

（TCに関する規定や規制は、タイ中央銀行（Bank of Thailand）が定めることになっている。）

関連通達：Notice of the Competent Officer Rules and Practices regarding Treasury Centers

[参考]

<https://www.bot.or.th/Thai/FIPCS/Documents/FOG/2547/EngPDF/25471508.pdf>

マレーシア

(1) プリンシパル・ハブ・インセンティブ制度（Principal Hub Incentive）

2015年5月1日より、既存の経営統括本部（OHQ）、国際調達センター（IPC）、地域流通センター（RDC）、資金管理センター（TMC）が終了したことに伴い、プリンシパル・ハブというインセンティブ制度が導入された。プリンシパル・ハブ・インセンティブ制度は、2019年1月1日より優遇措置が強化されており、旧制度では、所得の増加分のみ免税の対象であったが、一定の要件を満たしてプリンシパル・ハブと認定された企業は、マレーシアでの事業所得に対して10%の優遇税率の適用が認められることになった。

プリンシパル・ハブとは、マレーシア法人で、一定の地域またはグローバルに事業展開する際のリスク管理、意思決定、戦略的事業活動、貿易、財務、管理、人事といった主な機能を、マレーシアにおいて実行、管理し、支援する企業のことである。本制度の趣旨は、マレーシアが近隣諸国との競争においてグローバル統括拠点としての地位を強化することである。2019年10月時点、35社がプリンシパル・ハブ・インセンティブを取得している。

税制優遇措置

	製造業、サービス業				既存の会社	既存の IPC/RDC/OHQ 会社
	新規設立会社		Tier 1			
	Tier 2	+5年	5年	+5年		
インセンティブ 期間	5年	+5年	5年	+5年	5年	5年
法人税軽減税率	5%		0%		10%	10%
対象所得	適格活動から稼得する所得					

適用要件

- ・ マレーシア会社法に基づき設立された払込資本金が 250 万リンギット以上の現地法人
- ・ 年間売上 5 億リンギット以上（物品販売所得に対する法人税の軽減税率の適用を申請する場合には、追加要件あり。）
- ・ 別紙で特定されるネットワーク企業にサービス提供し、当該企業を管理すること。
- ・ ネットワーク企業の定義は、以下のとおりである。
 - ・ 関連会社、または、子会社、支店、ジョイント・ベンチャーといった同一グループに属する会社、または
 - ・ 非関連会社で、申請企業の事業やサプライ・チェーンに関して、申請企業または申請企業の最終株主企業と 3 年以上契約関係にある会社

適格サービス

プリンシパル・ハブは、主な事業活動として、一定地域の損益/事業部門管理、戦略的事業計画策定、経営企画等の地域統括サービスの他、別紙で特定される戦略的サービス、事業サービス、シェアードサービスといったその他適格サービスを提供することになっている。適格サービスは、以下のとおりである。

戦略的サービス (Strategic Services)

- 1) 一定地域の損益/事業部門管理
損益管理は会社の経営資源の配分方法に直接影響を与え、会社の成長に注力するサービスのこと
- 2) 戦略的事業計画および経営企画
- 3) 財務に関する助言サービス
- 4) ブランド管理
- 5) 知的財産管理
- 6) 経営層の人材獲得と管理

事業サービス (Business Services)

- 1) 入札管理
- 2) 財務資金管理
- 3) 研究、開発および技術革新
- 4) プロジェクト管理
- 5) 販売およびマーケティング
- 6) 事業開発
- 7) 技術的支援およびコンサルティング
- 8) 情報管理および処理
- 9) 経済/投資調査分析
- 10) 戦略的調達、購買および流通
- 11) 運輸サービス

シェアードサービス (Shared Services)

- 1) 企業研修および人事管理
- 2) 財務会計 (会計処理および内部監査)

雇用する従業員の定義

高付加価値業務に従事する従業員 (High value jobs) とは、経営、分析、コミュニケーション、問題解決、および IT といった高度で多様な技能を要する人材のことで、

- ・ 月給が、5,000 リンギット以上の従業員のことを、高付加価値業務に従事する従業員、
 - ・ 月給が、25,000 リンギット以上の従業員のことを、戦略管理職
- という。

年間事業支出額

事業支出額とは、プリンシパル・ハブの日常業務を提供する上で発生する費用のことで、原価や減価償却費、借入利息といったプリンシパル・ハブの主たる業務に直接起因しない費用は含まない。

マレーシア人人材育成

プリンシパル・ハブとして認定された企業は、マレーシアの政府機関である Talent Corporation Malaysia により、マレーシア人を対象とした人材開発計画として認定された体系的なインターンシップや研修プログラムを実施しなければならない。

プリンシパル・ハブの申請企業は、計画、管理、報告業務の適格サービスを提供する拠点であること、マレーシア資本による事業の場合、海外の関連会社に対して統括関連サービスを提供すること、マレーシア国内の銀行による金融サービス、その他の付随するサービスを主に利用すること (例 貿易や運輸サービス、法務や調停サービス、金融や財務サービス) が求められている。また、プリンシパル・ハブとして認定された企業は税制優遇のほかに、以下のような優遇措置を受けることができる。

- ・ 自社での製造、最終顧客への配送前の再梱包、貨物の集約を目的として、自由工業地域 (Free Industrial Zones)、保税工場 (Licensed Manufacturing Warehouses)、保税倉庫 (Bonded Warehouses) に関税免税で原材料、部品、製品を持ち込むことが可能。
- ・ 外資規制を受けない。
- ・ 駐在員の就労枠が企業の事業計画の必要性に応じて付与される。
- ・ マレーシア資本によるサービス提供がない場合には、外国資本によるサービスが利用可能。
- ・ 外資資本の企業は、事業計画の実行に必要な範囲内で固定資産の取得が認められる。
- ・ 外国為替管理の緩和措置が、プリンシパル・ハブとして認定された企業の事業効率化や競争力強化を支援する目的で付与される。

(注: 外国為替管理の緩和措置は、マレーシア中央銀行に申請することになっている。)

その他

- ・ ロイヤルティーおよび知的財産権から生じるその他の所得は、プリンシパル・ハブ制度による優遇税制の対象外である。
- ・ 企業は、実績評価のため、毎年、会計年度末から 6 カ月以内に、所定の用紙にて、プリンシパル・ハブ制度へのコンプライアンス評価結果（Principal Hub-Compliance Assessment Form、以下、PH-CAF）を、マレーシア投資開発庁（Malaysian Investment Development Authority：以下、MIDA）に提出する義務がある。規定された期間内に、PH-CAF を提出できない場合には、提出期限の延長を申請できる。延長申請せず、提出期限が守られない場合は、プリンシパル・ハブ制度によるインセンティブは失効する。
- ・ MIDA は、企業がプリンシパル・ハブ制度における一定の要件を満たしているか、予備的な評価を行うが、最終的にはマレーシア内国歳入庁（Inland Revenue Board of Malaysia）が判断する。
- ・ プリンシパル・ハブとして認定された企業は、免税期間中継続して、規定された要件を満たさなければならない。
- ・ 免税期間中、規定された要件を満たせない場合、該当する賦課年度については、適格活動から生じた法定所得に対して免税の適用を受けられない。

区別のプリンシパル・ハブ・インセンティブの適用要件

製造業、サービス業（新規設立会社と既存の会社）

	新規設立会社				既存の会社
	Tier 2		Tier 1		
インセンティブ期間	5 年	+5 年	5 年	+5 年	5 年
法人税の軽減税率	5%		0%		10%
月給 5,000 リンギット以上の高付加価値業務の従事者数 (高付加価値業務の従事者数のうち、50%以上はマレーシア人であること)	30 人	インセンティブ期間の 5 年目末時点のベース要件 +20%	50 人	インセンティブ期間の 5 年目末時点のベース要件 +20%	以下のうちいずれか多い方 ・ 30 人 ・ 既存の高付加価値業務に従事する従業員数 + 30%
高付加価値業務の従事者数には、右欄の人数の月給 2 万 5,000 リンギット以上の戦略管理職を含むこと	4 人		5 人		5 人

	新規設立会社				既存の会社
	Tier 2		Tier 1		
インセンティブ期間	5年	+5年	5年	+5年	5年
最低年間事業支出額	500万 リンギット	インセン ティブ期 間の5年 目末のベ ース要件 +30%	1,000万 リンギット	インセン ティブ期 間の5年 目末のベ ース要件 +30%	以下のうち、いずれか 高い方 ・1,000万リンギット ・過去3年間の平均事 業支出額+30%
適格サービス数	地域統括サービス（損益/事業部門管理、戦略的事業計画、経営企画） + 二つのその他サービス				
適格サービスを受け るネットワーク企業 数	10社以上 （関連企業3社を含む）		15社以上 （関連企業4社を含む）		10社以上 （関連企業5社を含む）
マレーシア国内サー ビスの利用	国内の金融機関サービス（財務や資金調達を含む）、物流、法務および調停等のサービス				
物品販売による年間 売上高（物品販売に よる所得の免税措置 を申請する場合の追 加要件）	5億リンギット				以下のうち、いずれか 高い方 ・過去3年間の平均売 上高 ・5億リンギット
政府が導入した体系 的なインターンシッ プ・研修制度	該当なし		該当なし		インセンティブ有の場合、毎年1人以上の新入社員を対象に実施
体系的な研修プログ ラム	該当なし		該当なし		適格サービスに関連する技能向上の目的で、インセンティブ期間中に全従業員のうち、10%以上のマレーシア人従業員を対象に実施

既存の IPC/RDC/OHQ 会社

	インセンティブ無	インセンティブ有
インセンティブ期間	5 年	
軽減税率	10%	
<p>月給 5,000 リンギット以上の高付加価値業務の従事者数</p> <p>(高付加価値業務に従事する従業員のうち、50%はマレーシア人であること)</p> <p>高付加価値業務の従事者数には、月給 2 万 5,000 リンギット以上の戦略管理職を 5 人以上含むこと</p>	<p>既存の高付加価値業務に従事する従業員数</p> <p>+ 30%</p>	<p>以下のうちいずれか多い方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 60 人 ・ 既存の高付加価値業務に従事する従業員数 + 20%
<p>最低年間事業支出額</p> <p>(いずれか高い方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 万リンギット ・ 過去 3 年間の平均事業支出額 + 30% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,300 万リンギット ・ 過去 3 年間の平均事業支出額 + 20%
適格サービス数	地域統括サービス (損益/事業部門管理、戦略的事業計画、経営企画)	
	+ 二つのその他サービス	+ 三つのその他サービス
適格サービスを受けるネットワーク企業数	10 社 (関連企業 4 社を含む)	15 社 (関連企業 5 社を含む)
マレーシア国内サービスの利用	国内の金融機関サービス (財務や資金調達を含む)、物流、法務および調停等のサービス	
<p>最低年間売上高</p> <p>(物品販売会社が所得の免税措置を申請する場合の追加要件)</p>	<p>いずれか高い方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 3 年間の平均売上高 ・ 5 億リンギット 	
政府が導入した体系的なインターンシップ・研修制度を実施する新入社員の最低対象人数	1 人	2 人
体系的な研修プログラム	適格サービスに関連する技能向上の目的で、インセンティブ期間中にマレーシア人の従業員 3 人以上を対象に実施	適格サービスに関連する技能向上の目的で、インセンティブ期間中に全従業員のうち、20%以上のマレーシア人従業員を対象に実施

認可機関：マレーシア投資開発庁（MIDA）

申請期間：2020年12月31日まで

関連通達：Guideline for Principal Hub Incentive

[参考]

https://www.mida.gov.my/home/administrator/system_files/modules/photo/uploads/20191008161305_GD%20PH2.0.pdf

(2) 研究開発（Research and Development, R&D）に係る税制優遇

R&D サービスを提供する会社を対象とした主な税制優遇は、次のとおりである。

	契約 R&D 会社 (Contract R&D Company)	R&D 会社 (R&D Company)
定義	マレーシア国内で関連会社以外の会社に対してのみ R&D サービスを提供する会社	マレーシア国内で関連会社またはそれ以外の会社に対して R&D サービスを提供する会社
税制優遇	<ul style="list-style-type: none">5年間の法定所得の免税、または10年間に発生した適格資本的支出(*)に対する投資控除 (Investment Tax Allowance, ITA)	<ul style="list-style-type: none">10年間に発生した適格資本的支出に対する投資控除 (R&D 会社が投資控除の適用を受ける場合、R&D サービスの提供を受けた関連会社は、R&D 費用の二重控除が認められない。)
	(ITA は各賦課年度につき、法定所得の 70%と相殺可能。未使用 ITA は全額控除できるまで繰越し可能。)	
要件	<ul style="list-style-type: none">投資促進法 1986 年の定義に沿った R&D 活動を行うこと。R&D 活動は、マレーシアで必要とされていて、マレーシア経済の便益をもたらすものであること。認定される企業の所得は、70%以上 R&D 活動から生じるものであること。 (なお、R&D サービス所得のみ免税対象となり、知的財産権から生じる所得は免税対象とはならない。)製造業の R&D の場合、業務に関連する経験があり、技術分野での学位を取得した適切な人数の従業員をマレーシア国内で雇用し、全従業員の 50%は R&D 活動に従事すること。マレーシア国内で R&D サービスを提供するにあたり、毎年、適切な事業費用を支出していること。	

(*)製造業の研究における ITA の適格資本的支出とは、研究開発に関連した活動においてマレーシア国内の工場や機械設備に対して発生した資本的支出のことである。

税制以外の優遇措置として、契約 R&D 会社および R&D 会社は、駐在員の就労枠を申請できる。その場合、駐在員と同じ職務のマレーシア人を教育することが求められている。

認可機関：MIDA

申請期限：特に定められていない。

関連通達：Guidelines on application for incentive by contract research and development companies or research and development companies

[参考]

https://www.mida.gov.my/home/administrator/system_files/modules/photo/uploads/20190221104053_GD_RnDJA1.pdf

香港

(1) コーポレート・トレジャリー・センター (Corporate Treasury Centre, CTC) 制度による税制優遇措置

2016年4月、香港政府は CTC 制度による税制優遇措置を導入した。CTC とは、多国籍企業の社内銀行で、グループ経営において資金調達・利用を最適化することを目的としている。CTC によりグループ内外の資金調達を最適化し、以下のようなメリットを享受できると考えられる。

- ・ 一定地域におけるキャッシュ・プーリングによる余剰資金や利息費用の削減
- ・ 他通貨取引や支払システムの統一化による銀行取引手数料費用の削減
- ・ 為替管理の集中化による外国為替リスクの低減
- ・ 買掛金や売掛金の一元管理による運転資金効率の改善

税制優遇

適格 CTC による香港外の関係会社に対する適格財務サービスから生じる適格利益は、現行の法人税率 16.5%が 50%免除され、優遇税率の 8.25%で課税される。適格 CTC とは、以下いずれかの場合において、利益および資産の 75%以上が適格財務活動に関連する会社のことである。金融機関は対象外となる。

- ・ 優遇税率の適用を受ける 1 賦課年度 (Year of Assessment)
- ・ 優遇税率の適用を受ける賦課年度とその直前の 2 賦課年度の 3 年間の平均

香港外の関係会社に対する貸付時の利息は、市場金利で設定する必要があり、無利息または極端に低い利率での貸し付けの場合、税務当局により移転価格更正が行われる可能性がある。なお、関連会社とは、香港における CTC が、支配するまたは支配される会社、または、共通の支配下の会社のことである。

適格財務サービスとは、以下のとおりでキャッシュ・プーリング、資金繰り管理、支払処理、資金調達およびリスク管理といった幅広いサービスや取引を含んでいる。

- ・ 資金繰り管理（関連会社の資金繰り予測やキャッシュ・プーリング、ならびに関連サービスの提供を含む）
- ・ 関連会社の取引先への支払処理
- ・ 関連会社と金融機関の関係管理
- ・ 関連会社による借入や増資での資金調達の支援や、関連会社の投資予算策定といった財務アドバイスサービスの提供
- ・ 関連会社の投資資金管理に関するアドバイス提供
- ・ 関連会社が発行した負債性金融商品または資本性金融商品への投資家との関係管理
- ・ 関連会社に対して、または関連会社の代わりに、保証、契約履行保証、信用状やその他の信用リスク商品の提供、または、送金に係るサービスの提供
- ・ 関連会社の金利リスク、外国為替リスク、流動性リスク、信用リスク、商品リスク、またはその他のリスクに係るアドバイスまたはサービスの提供
- ・ 関連会社による合併または子会社取得支援
- ・ 関連会社に対して会計基準、内部の資金管理ポリシー、資金管理に係る法令のコンプライアンスに関連するアドバイスまたはサービスの提供
- ・ 関連会社の資金管理制度の運用に係るアドバイスまたはサービスを提供
- ・ 関連会社に対する上記業務に関連した経済や投資分析を含む事業計画策定やコーディネーションの提供

適格利益とは、以下の事業から生じる利益である。

- ・ グループ内財務活動^(*)における香港外の関連会社に対する貸し付け
- ・ 香港外の関連会社に対する資金管理サービスの提供
- ・ 香港外の関連会社に関連した資金管理取引の実行

(*) グループ内財務活動とは、関連会社から資金調達し、関連会社に対して貸し付けを行うことである。

適格 CTC の設立に関して事前申請は不要で、法人税の確定申告の際に、優遇税率 8.25% の適用を受ける初年度に、所定の申告書「Supplementary form S8 to profits tax return - qualifying corporate treasury centre」を香港税務当局に提出して法人税の 50% 免除を選択する。適用要件を満たさず優遇税率が適用されない年があり、当該年以降に、また、適用要件を満たす場合には、新たに、確定申告時に書面にて法人税の 50% 免除を選択することになる。

法人税の 50% 免税に加えて、香港内でグループ財務業務を行う会社は、以下の要件を満たした場合、香港外の関連会社からの借入りに対する支払利息の損金算入が認められる。

- ・ 支払利息は、グループ財務業務を行う目的で香港外の関連会社からの借り入れに伴い発生したものである。

- ・ 貸し手である関連会社の所在地国で、受取利息が香港法人に適用される法人税の税率より高い税率で課税される。

香港法人がグループ財務業務を行っているかどうかは、関連会社からの借り入れおよび関連会社への貸し付けの取引頻度、金額、利息が市場金利であるかどうか、借り入れ・貸し付けが継続して行われるかどうか、利息と元本支払いの頻度といった点をもとに判定される。一般的には、以下のような場合はグループ財務業務を行っているといみなされる。

- ・ 香港法人は、毎月 4 件以上の借り入れまたは貸付取引がある。
- ・ 借り入れまたは貸し付けの各取引は、25 万香港ドル超である。
- ・ 借り入れまたは貸付取引が、1 課税期間において香港外の関連会社 4 社以上に対して行われる。

なお、CTC に該当する会社は、グループ財務業務以外の業務を行うことが認められている。

認可機関：香港税務当局（Inland Revenue Department Hong Kong：IRD）

申請期限：特に定められていない。

関連通達：Departmental interpretation and practice notes No. 52 – Taxation of Corporate Treasury Activity

[参考]

<https://www.ird.gov.hk/eng/ppr/dip.htm#cdipn>

(2) 研究開発費（Research and Development, R&D Expenditure）に係る優遇税制

2019 年 4 月、香港税務当局は、R&D への投資、R&D 人材育成を奨励する目的で、研究開発費の優遇税制を導入した。一定の条件を満たす場合、企業が支出する最初の 200 万香港ドルまでの研究開発費については 300%相当額の損金算入、200 万香港ドルを超える支出分の 200%相当額の損金算入が認められた。なお、損金算入の額に上限は設けていない。本優遇税制の適用を受ける場合には、適格 R&D 支出に係る課税年度の税務計算書に反映して、所定の申告書「Supplementary from S3 - Expenditure on research & development」を香港税務当局に提出する必要がある。

適格研究開発費

R&D 機関への支払い、または社内の R&D 活動に係る支払いが追加控除の対象となる。

事業に関連した適格 R&D 活動に対する R&D 機関への支払い、適格 R&D 活動に関連したその他の支払いで、土地や建物、建物の改修工事等以外の資本的支出を含む。

適格 R&D 活動から生じた特許権の取得に係る支出は、適格研究開発費の対象とはならない。適格 R&D 活動が社内で行われた場合、適格研究開発費には、適格 R&D 活動を行うための設備購入費と適格 R&D 活動の実施において支出した費用が含まれる。適格 R&D 活動のために購入した機械設備に係る資本的支出は、発生した課税年度において損金として認められる。

R&D 機関とは、技術革新局長官（Commissioner for Innovation & Technology）によって認定された香港にある特定の研究機関、または特定の研究機関として認定されていない大学等のことである。香港の R&D サービス提供者は、技術革新局に R&D 機関としての認定を申請できる。

事業に関連した適格 R&D 支出とは、適格 R&D 活動に従事する従業員の報酬や福利厚生費、適格 R&D 活動で使用される消耗品に係る支出のことである。経理および総務等に従事する従業員に係る費用や、R&D 活動に従事する個人事業主や派遣社員に係る費用は、適格 R&D 支出に該当しない。取締役報酬、機械設備のリース料、外部専門家の報酬、知的財産権使用に対するライセンス料およびテスト用実験室におけるテスト費用も適格 R&D 支出の対象外となる。

香港でのみ事業を行っている場合には、香港外の R&D 支出は、100%相当額が損金算入可能である。

R&D 活動から生じた権利（特許権、未登録のノウハウ、仕掛中の無形資産等）が企業に一部しか付与されない場合には、費用控除は認められない。複数企業が共同作業で R&D 活動を行う場合には、R&D 活動から生じた権利が、R&D 活動を行った複数企業のみにも付与される場合、各企業は R&D 支出について一定の要件を満たせば、追加費用控除が認められる。

無形資産または有形資産を共同開発して R&D 費用分担（Cost contribution arrangement）する場合、一定の要件を満たせば、社内の R&D 支出として追加費用控除が認められる。

R&D 活動を外注する場合、ルール上は、海外の関連会社に支払われる外注費は、損金算入が認められないが、当該外注費が、R&D プロジェクトの費用総額の 20%を超えず、かつ、200 万香港ドルを超えない場合には、実務上の優遇措置として、社内の R&D 活動と同等とみなされ、100%相当額の損金算入が認められる。

特定の R&D 活動の税務上の取り扱いに関する事前確認制度

R&D 活動は、多額の投資を必要とすることから、税務上の取り扱いを明確化する目的で、企業は、税務長官に対して、R&D プロジェクトを開始する前に、特定の R&D 活動が追加費用控除の適用を受けられるかどうかについて事前確認を申請することができる。

適格 R&D 活動の事例

ソフトウェア開発

適格 R&D 活動を構成する R&D プロジェクトで使用するツールとしてソフトウェアが開発される場合、ソフトウェアの開発は適格 R&D 活動の一部とみなされる。例としては、適格 R&D 活動の結果を記録し監視する目的のデータ管理ソフトウェアが挙げられる。ソフトウェア自体が特定の科学や技術の進歩に関係することは求められていない。新しいオペレーションシステムまたは言語の開発、新しい検索方法を採用した新しい検索エンジンの創造といったソフトウェアプロジェクトは、適格 R&D 活動に該当する場合が多い。

フィンテック

フィンテック関連のプロジェクトが適格 R&D 活動に該当するためには、科学的または技術的な不確実性を解決することにより、科学や技術の進歩の達成に直接寄与しなければならない。フィンテックでは、通常、アプリケーション・ソフトウェア開発にかかわることから、以下のソフトウェア開発が例として挙げられる。

- ・ 金融機関が、第三者による不正認証を防止するため、鼓動による生体認証システムを開発する R&D プロジェクト。プロジェクト開始時には、技術は存在せず、携帯用の検出デバイスはが鼓動の信号を正確に認識できる技術を開発できるかどうかは不明であった。
- ・ 資産管理業界が、ビッグデータ分析および機械による学習技術を活用したクライアントの投資ニーズ管理システム「自動投資アドバイザー」の開発。プロジェクト開始時には、人間と同等の論理能力を有し、膨大な変数の相互作用を分析できる高性能のツールの開発実現性は、不確かであった。

認可機関：IRD

申請期間：特に定められていない。

関連通達：Deduction for research and development expenditure

[参考]

<https://www.ird.gov.hk/eng/pdf/dipn55.pdf>

2019年6月時点で、1,541社が地域統括機能をもち、その内232社が日系企業となっている。

II. 関連税制

1. 国外からの配当、ロイヤルティー、利子、役務提供収入に対する課税内容と運用状況

シンガポール

シンガポール国外源泉所得のうちシンガポールで受け取る所得が課税対象となる。シンガポールで受け取る国外源泉所得については一定の免税範囲があり、国外源泉所得が国外で課税の対象となり、かつ国外の最高法人税率が 15%以上である場合は、シンガポールに送金される配当金、国外支店の所得、シンガポール国外で稼得したサービス収入は免税の適用対象となる。

タイ

国外法人からの配当収入は、国外法人の株式を 25%以上所有し、配当受領前にその国外法人の株式を 6 カ月以上保有し、国外法人所在地国の法人税の税率が 15%以上の場合、原則として免税となる。国外法人からの利子収入、ロイヤルティー収入、役務提供収入は、原則として収入が発生した年の所得として課税される。通常の法人税申告の際に、税務計算書に課税所得として反映して申告・納税する。

マレーシア

銀行、保険、海運、航空の各事業を営む法人は全世界所得が課税対象となる。当該事業以外を営む法人については、原則として、マレーシアで発生、もしくは源泉とする所得が課税対象となり、マレーシア国外源泉所得であれば課税対象外となっている。マレーシア非居住法人からの配当収入についてはマレーシア源泉所得とみなされないため、課税対象外となる。

香港

香港非居住者からの配当収入は課税対象外である。ロイヤルティー収入は、関連者からの場合 16.5%で、関連者以外からの場合は 4.95%で課税される。利子収入は、一定の要件を満たしてオフショア所得に該当する場合、課税されない。香港外源泉の役務対価は、香港では課税されない。

2. 国外への配当、ロイヤルティー、利子、役務対価支払いに対する源泉課税内容と手続き、運用状況

シンガポール

シンガポールでは、非居住者に対する配当金の支払いは源泉税の対象外である。国内法上、利子については税率 15%で、ロイヤルティーについては、税率 10%で源泉税が課税される。非居住法人への支払日の翌々の 15 日までに、税務当局のウェブサイトが必要情報を入力の上、電子申告を行い、納付することになっている。役務対価については、国内法上、シンガポール国内で提供された役務対価の支払いは、法人税率（現行 税率 17%）で源泉税が課税される。

租税条約締結国の居住者への支払軽減税率の適用を受ける場合には、支払先所在地国の税務署が発行した居住者証明を入手して、当暦年の支払いに係る場合には翌年の 3 月 31 日までに、また、過年度の支払いに係る場合には源泉税の電子申告日から 3 カ月以内に、税務当局へ提出しなければならない。

タイ

国内法上、国外法人への支払いは、配当については税率 10%で、利子、ロイヤルティー、役務提供については税率 15%で課税される。タイの支払法人は、支払月の翌月の 7 日までに所定の申告書（Form P.N.D.54）を管轄の税務署に提出して、源泉税の申告および納付することになっている。

なお、ロイヤリティーおよび役務対価の支払いについては、一定の場合を除きサービスの輸入に該当し、リバースチャージ方式により輸入 VAT（7%）の課税対象にもなる。

マレーシア

マレーシアでは、非居住者に対する配当金の支払いは源泉税の対象外である。国内法上、利子については税率 15%で、ロイヤルティーについては税率 10%で源泉税が課税される。非居住法人への支払日から支払日から 1 カ月以内に、Form CP37 を税務当局に提出して申告、納付することになっている。役務対価については、国内法上、マレーシア国内で提供された役務対価の支払いは、税率 10%で源泉税が課税される。支払日から 1 カ月以内に、Form CP37D を税務当局に提出して申告、納付することになっている。

香港

香港法人から非居住者への配当および利子支払いについては、源泉税は課税されない。ロイヤルティーは非関連者への支払いの場合は 4.95%の税率で、関連者への支払いの場合は 16.5%の税率で源泉税が課税される。非居住者への役務対価支払については、香港内で役務提供された場合は、香港税務当局が

発行した確定申告書に必要事項を記入の上、申告することになり、税率 16.5%で課税される。香港外で役務提供された場合は、オフショア所得に該当するため課税されない。

3. 二国間租税条約

シンガポール

2019年12月31日時点、シンガポールは日本を含む世界87カ国・地域と包括的な租税条約を締結している。

アルバニア	オーストラリア	オーストリア	バーレーン	バングラデシュ
バルバドス	ベラルーシ	ベルギー	ブルネイ	ブルガリア
カナダ	中国	キプロス	チェコ	デンマーク
エクアドル	エジプト	エストニア	フィジー	フィンランド
フランス	ジョージア	ドイツ	ガーンジー	ハンガリー
インド	インドネシア	アイルランド	マン島	イスラエル
イタリア	日本	ジャージー	カザフスタン	韓国
クウェート	ラトビア	リビア	リヒテンシュタイン	リトアニア
ルクセンブルク	マレーシア	マルタ	モーリシャス	メキシコ
モンゴル	モロッコ	ミャンマー	オランダ	ニュージーランド
ノルウェー	オマーン	パキスタン	パナマ	パプアニューギニア
フィリピン	ポーランド	ポルトガル	カタール	ルーマニア
ロシア	サンマリノ	サウジアラビア	セーシェル	スロバキア
スロベニア	南アフリカ共和国	スペイン	スリランカ	スウェーデン
スイス	台湾	タイ	トルコ	ウクライナ
アラブ首長国連邦	英国	ウズベキスタン	ベトナム	ラオス
ルワンダ	ウルグアイ	カンボジア	エチオピア	ナイジェリア
ガーナ	チュニジア			

シンガポールは、ブラジル、チリ、香港、米国、バーレーン、オマーン、UAEとは包括的租税条約を締結しておらず、部分的租税条約を締結している。この部分的租税条約は国際輸送および国際運送分野にのみ適用される。また、バミューダとは租税に関する情報交換協定のみを締結している。

ガボン、ケニア、、ギリシャ、アルメニア、トルクメニスタン、ウクライナとの租税条約は署名済みであるが、未発効（法的強制力がない）の状況である。

タイ

2018年5月22日時点、タイは、日本を含む世界61カ国・地域と包括的な租税条約を締結している。

アルメニア	オーストラリア	オーストリア	バーレーン	バングラデシュ
ベラルーシ	ベルギー	ブルガリア	カンボジア	カナダ
チリ	中国	キプロス	チェコ	デンマーク
エストニア	フィンランド	フランス	ドイツ	英国および北アイルランド
ド				
香港	ハンガリー	インド	インドネシア	アイルランド
イスラエル	イタリア	日本	韓国	クウェート
ラオス	ルクセンブルク	マレーシア	モーリシャス	ミャンマー
ネパール	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	オマーン
パキスタン	フィリピン	ポーランド	ルーマニア	ロシア
セーシェル	シンガポール	スロバキア	南アフリカ共和国	スペイン
スリランカ	スウェーデン	スイス	台湾	タジキスタン
トルコ	ウクライナ	アラブ首長国連邦	米国	ウズベキスタン
ベトナム				

マレーシア

2019年6月21日時点、マレーシアは日本を含む世界74カ国・地域と包括的な租税条約を締結している。

アルバニア	アルゼンチン	オーストラリア	オーストリア	バーレーン
バングラデシュ	ベルギー	ボスニアヘルツェゴビナ	ブルネイ	カナダ
チリ	中国	クロアチア	チェコ	デンマーク
エジプト	フィジー	フィンランド	フランス	ドイツ
香港	ハンガリー	インド	インドネシア	イラン
アイルランド	イタリア	日本	ヨルダン	カザフスタン
韓国	クウェート	キルギス	ラオス	レバノン
ルクセンブルク	マルタ	モーリシャス	モンゴル	モロッコ
ミャンマー	ナミビア	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー
パキスタン	パプアニューギニア	フィリピン	ポーランド	カタール
ルーマニア	ロシア	サンマリノ	サウジアラビア	セーシェル
シンガポール	南アフリカ共和国	スペイン	スロバキア	スリランカ

スーダン	スウェーデン	スイス	シリア	タイ
トルコ	トルクメニスタン	アラブ首長国連邦	英国	米国
ウズベキスタン	ベネズエラ	ベトナム	ジンバブエ	

バミューダとは租税に関する情報交換協定のみを締結している。セネガルとの租税条約は署名済みであるが、未発効（法的強制力がない）の状況である。

香港

2019年12月30日時点、香港は日本を含む世界43カ国・地域と包括的な租税条約を締結している。

オーストリア	ベラルーシ	ベルギー	ブルネイ	カンボジア
カナダ	チェコ	エストニア	フィンランド	フランス
ガーンジー	ハンガリー	インド	インドネシア	アイルランド
イタリア	日本	ジャージー	韓国	クウェート
ラトビア	リヒテンシュタイン	ルクセンブルク	マカオ	中国
マレーシア	マルタ	メキシコ	オランダ	ニュージーランド
パキスタン	ポルトガル	カタール	ルーマニア	ロシア
サウジアラビア	南アフリカ共和国	スペイン	スイス	タイ
アラブ首長国連邦	英国	ベトナム		

マカオとの租税条約は署名済みであるが、未発効（法的強制力がない）の状況である。

4. アジア主要国との二国間租税条約上の源泉税率

以下表は、二国間租税条約上の源泉税率で、適用要件に応じて源泉税率が複数ある場合には、最も高い源泉税率を記載している。支払法人の所在地国における国内法の源泉税率が二国間租税条約上の源泉税率より低い場合には、国内法の源泉税率の適用を選択することになる。

配当

(%)

		受取法人の所在地国			
		シンガポール	タイ	マレーシア	香港
支払法人の所在地国	シンガポール	—	10	10	—
	タイ	10	—	20	10
	マレーシア	10	20	—	10
	香港	—	10	10	—
	日本	15	20	15	10
	インドネシア	15	20	15	10
	インド	15	10	5	5
	ベトナム	12.5	15	10	10
	フィリピン	25	15	—	—

利子

(%)

		受取法人の所在地国			
		シンガポール	タイ	マレーシア	香港
支払法人の所在地国	シンガポール	—	15	10	—
	タイ	15	—	15	15
	マレーシア	10	15	—	10
	香港	—	15	10	—
	日本	10	25	10	10
	インドネシア	10	25	10	10
	インド	15	10	10	10
	ベトナム	10	15	10	10
	フィリピン	15	15	15	—

ロイヤルティー

(%)

		受取法人の所在地国			
		シンガポール	タイ	マレーシア	香港
支 払 法 人 の 所 在 地 国	シンガポール	—	10	8	—
	タイ	10	—	10	15
	マレーシア	8	15	—	8
	香港	—	15	8	—
	日本	10	15	10	5
	インドネシア	15	15	10	5
	インド	10	10	10	10
	ベトナム	10	15	10	10
	フィリピン	25	15	15	—

[参考]

シンガポール IRAS 参照サイト:

<https://www.iras.gov.sg/irashome/Quick-Links/International-Tax/List-of-DTAs--limited-treaties-and-EOI-arrangements/>

タイ RD 参照サイト:

<http://www.rd.go.th/publish/766.0.html>

マレーシア IRBM 参照サイト:

http://www.hasil.gov.my/bt_goindex.php?bt_kump=5&bt_skum=5&bt_posi=4&bt_unit=1&bt_sequ=1&bt_lgv=2

香港 IRD 参照サイト:

https://www.ird.gov.hk/eng/tax/dta_rates.htm

5. キャピタルゲインへの課税制度の内容

シンガポール

シンガポールではキャピタルゲインに対して課税はされないが、繰り返し発生する性質などから本業所得とみなされるものは法人税の課税対象となる。例えば、株式トレーディング業者が売買する上場有価証券のトレーディングなどはキャピタルゲインには該当せず、通常の法人税課税の対象となる。

キャピタルゲインに該当するか、本業所得に該当するかは判断が困難なケースも多かったが、企業が保有する関連会社の株式の売却時における譲渡所得については、2012年6月1日から2027年12月31日の間、売却前に最低24カ月以上にわたり、20%以上の株式保有率を維持している場合には、キャピタルゲインに該当することとされ、課税所得の対象から除外されることとなった。

これに該当しない場合には、取引頻度、保有期間、売却の背景等によってキャピタルゲイン判定を行うこととなる。

タイ

資産の処分によって生じた利得は、資産がどのような目的で取得された場合でも課税所得として扱われ、法人税の課税対象となる。通常の法人税申告時の税務計算書に反映させ、申告・納付することになっている。

マレーシア

原則として、キャピタル・ゲインは課税されない。不動産の売却または不動産会社の株式売却で益が発生する場合、不動産譲渡益税（Real Property Gains Tax, RPGT）の対象となる。

香港

資本性資産の売却から生じるキャピタルゲインは、課税対象外である。

6. その他（各国で特徴的な規制など）

シンガポール、マレーシア、香港、タイでは、過小資本税制はない。

BOI の認可基準として「新規プロジェクト/新規設立法人の場合、負債の額は登録資本金の 3 倍以内であること。プロジェクトを拡大する場合はケースバイケースで委員会が判断する。」という規制があるが、これは申請時点での計画ベースでの規制となっている。実務上、BOI の承認後、実際の負債の額が登録資本金の 3 倍を超えても問題はないようである。